# 北海道建設部土木工事共通仕様書

# 新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和元年10月版)」を一部改定し、令和2年(2020年)4月1日以後に入札する工事から適用する。

北海道建設部建設政策局建設管理課

改定	現行	R元. 10版の頁数
I 土木工事共通仕様書(本文)		
第1編 共通編 第1章 総 則	第1編 共通編 第1章 総 則	
第1節総則	第1節 総 則	I - 25 ■ 工東事叛簽書
1-1-1-32 工事中の安全確保 10. 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年4月14日)を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する。 (1) 安全活動のビデオ視聴覚資料による教育 (2) 当該工事内容の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項	1-1-1-32 工事中の安全確保 10. 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日)及び建設工事の安全対策に関する措置について(建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年4月14日)を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当り、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を保し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する、検査時に提出しなければならない。 (1) 安全活動のビデオ視聴覚資料による教育 (2) 当該工事内容の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項	■工事書類簡素化の対応

改定	現  行	R元. 10版の頁数
工事施工協議簿	工事施工協議簿	I - 46
□指示、□承諾、□協議、□提出、□報告、□通知書       (第 回)         工事名       工種、細目等	□指示、□承諾、□協議、□提出、□報告、□通知書       (第 回)         工事名       工種、細目等	
□指示、□承諾 □協議、□提出 □報告、□通知 事 項	□指示、□承諾 □協議、□提出 □報告、□通知 事 項	
□ 添付資料名       □図 面 全 葉         【工事監督員】       令和 年 月 日         上記事項について □指示、□承諾、□協議、□通知、□受理 する。       □特記事項	□ 添付資料名       □図 面 全 葉         【工事監督員】       令和 年 月 日         上記事項について □指示、□承諾、□協議、□通知、□受理 する。       □特記事項	
□工事内容の変更の対象と □しない □する。ただし、詳細については別途指示する。	□工事内容の変更の対象と □しない □する。ただし、詳細については別途指示する。	
【受注者】	【受注者】	
総括監督員 主任監督員 監 督 員 現場代理人 <u>主任技術者等</u> 確認欄	総括監督員   主任監督員   監   督   員   現場代理人   監理技術者   主任技術者   確認欄	
(主 旨) 本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。	(主 旨) 本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。	
<ul><li>(作成上の注意)</li><li>1 該当する□内にレを記入すること。</li><li>2 確認欄には、押印又はボールペンでサインすること。</li></ul>	<ul><li>(作成上の注意)</li><li>1 該当する□内にレを記入すること。</li><li>2 確認欄には、押印又はボールペンでサインすること。</li></ul>	

改定	現行	R元. 10版の頁数
令和 年 月 日 主任監督員(監督員) 様 (受注者名) 現場代理人 <b>②</b>	令和 年 月 日 主任監督員(監督員) 様 (受注者名) 現場代理人 印	I - 48
立 会 願	立 会 願	
下記項目について、立会を願います。	下記項目について、立会を願います。	
工事名	工事名	
項目内容	項目内容	
希望日時 令和 年 月 日 時 一个和 年 月 日 時	希望日時	
上記項目について令和 年 月 日立会を実施した。	上記項目について令和 年 月 日立会を実施した。	
主任 監督員       現場 代理人       技術者         (主旨) 本様式は、受注者が工事監督員の立会を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。	主任 監督員     現場 代理人     主任(監理) 技術者       (主旨)     本様式は、受注者が工事監督員の立会を受ける必要がある場合に工事監督員に提出するものである。	

改定	現 行	R元. 10版の頁数
令和 年 月 日 主任監督員(監督員) 様 (受注者名) 現場代理人	令和 年 月 日 主任監督員(監督員) 様 (受注者名) 現場代理人 印	I - 50
段階確認をお願いします。       段階確認の内容       工事名     実施希望日     令和年月日       工種細目等品質規格区域等数量等呼称備考	段階確認をお願いします。       段階確認の内容       工事名     実施希望日     令和年月日       工種細目等品質規格     区域等数量等呼称備考	
上記の段階確認について、以下のとおり実施します。  主任監督員(監督員)    実施日時	上記の段階確認について、以下のとおり実施します。  主任監督員(監督員)  「実施日時 令和 年 月 日 時から 実施者名 実施場所 □工事現場、□製作工場、□ (実施場所) 実施方法 □臨 場、□机 上、 □設計図書、□測量結果、□出来形図等、□品質規格証明等 □施工管理記録、□写真、□ (その他必要書類等) 特記事項 □ (その他必要書類等) 特記事項 □ (その他必要書類等)  令和 年 月 日 の段階確認の結果、設計図書のとおり施工されて □いる。 □いない。 □詳細については、別途指示する。 ○ 令和 年 月 日 主任監督員(監督員)  「主任監督員(監督員)  「注ばれる日本に、ままれれること。」  「作成上の注意)	
該当する□内にレを記入すること。	該当する□内にレを記入すること。	

改定	現 行 R元. 10版の頁数
	1編 共通編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート

#### 第3節 コンクリート

1-5-3-1 一般重頂

	争坦				
準強度	·		セメント比	粗骨材 最大寸法	最少単位 セメント量
			%	mm co Tables	kg/m³
30	18. 0	4. 0	55	20又は25	350
40	18. 0	4. 0	55	20又は25	350
30	12. 0	4. 5	55	40	280
30	12. 0	5. 5	45	40	300
30	12.0	4. 5	50	40	280
30	12. 0	5. 0	50	20又は25	280
30	12. 0	5. 0	50	20又は25	280
30	12.0	6. 0	45	20又は25	330
30	12. 0	6. 0	45	20又は25	330
40	12. 0	5. 0	50	20又は25	280
40	12. 0	5. 0	50	20又は25	280
40	12.0	6. 0	45	20又は25	330
40	12. 0	6. 0	45	20又は25	330
18	8程度	4. 5	60以下	40	_
18	8程度又は	4. 5	60以下	40	270
	15程度				
·····			·····		
	設計基 準強度 N/mm <sup>2</sup> 30 40 30 30 30 30 30 30 40 40 40 40	設計基 準強度 N/mm <sup>2</sup> cm 30 18.0 40 18.0 30 12.0 30 12.0 30 12.0 30 12.0 30 12.0 30 12.0 40 12.0 40 12.0 40 12.0 40 12.0 40 12.0 40 12.0 40 12.0 40 12.0	設計基準強度 N/mm²     スランプ cm     空気量       30     18.0     4.0       40     18.0     4.0       30     12.0     4.5       30     12.0     5.5       30     12.0     5.0       30     12.0     5.0       30     12.0     5.0       30     12.0     6.0       30     12.0     6.0       40     12.0     5.0       40     12.0     5.0       40     12.0     6.0       40     12.0     6.0       40     12.0     6.0       40     12.0     6.0       40     12.0     6.0       40     12.0     6.0       40     12.0     6.0       40     12.0     6.0       40     12.0     6.0       40     12.0     6.0       40     4.5     4.5       18     82     4.5       18     82     4.5       18     4.5     4.5	設計基準強度 N/mm²     スランプ 空気量 % セメント比 % %       30 18.0 4.0 55       40 18.0 4.0 55       30 12.0 4.5 55       30 12.0 5.5 45       30 12.0 5.5 45       30 12.0 5.0 50       30 12.0 5.0 50       30 12.0 5.0 50       30 12.0 5.0 50       30 12.0 6.0 45       40 12.0 5.0 50       40 12.0 5.0 50       40 12.0 6.0 45       40 12.0 6.0 45       40 12.0 6.0 45       40 12.0 6.0 45       40 12.0 6.0 6.0 45       40 12.0 6.0 6.0 45       40 12.0 6.0 6.0 45       40 12.0 6.0 6.0 45       40 12.0 6.0 6.0 45       40 12.0 6.0 6.0 45       40 12.0 6.0 6.0 45       40 12.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6.0 6	設計基準強度 N/mm² cm % 9% mm 20 18.0 4.0 55 20又は25 40 18.0 4.5 55 40 30 12.0 5.5 45 40 30 12.0 5.5 45 40 30 12.0 5.0 50 20又は25 30 12.0 6.0 45 20又は25 30 12.0 6.0 45 20又は25 40 12.0 5.0 50 20又は25 40 12.0 5.0 50 20又は25 40 12.0 6.0 45 20又は25 40 12.0 40 12.0 40 12.0 40 12.0 40 12.0 40 12.0 40 1

#### [注1] 記 号

C :無筋コンクリート

RC : 鉄筋コンクリート

PC:プレストレストコンクリート

T : トンネルコンクリート TRC:トンネル鉄筋コンクリート

P:ポンプ施工用コンクリート(最少単位セメント量270kg)

S :海中、海上及び飛沫帯コンクリート

(a):海中 (b):海上及び大気中 (c):飛沫帯

- [注2] 海上、飛沫帯には海上遡上の影響部も含むものとする。
- ※1 井筒底版の水中コンクリート (C-9) の空気量は、完全に水中又は地下に没する 場合は4.0%とする。
- ※2 T-1Pについては、アーチ部はスランプ15cm、インバート部はスランプ8cmを標 準とする。

#### 第3節 コンクリート

1-5-3-1 一般事項

I - 276

1 3 3	1 月又	尹妈				
記号	設計基 準強度	スランプ	空気量	最大水 セメント比	粗骨材 最大寸法	最少単位 セメント量
	$N/mm^2$	cm	%	%	mm	kg/m³
RC-11	30	18. 0	4.0	55	20又は25	350
RC-11-1	40	18. 0	4.0	55	20又は25	350
RC-12	30	12. 0	4. 5	55	40	280
RC-12S(b)(c)	30	12. 0	5. 5	45	40	300
RC-12S(a)	30	12. 0	4. 5	50	40	280
PC-1	30	12. 0	5. 0	50	20又は25	280
PC-1 P	30	12.0	5. 0	50	20又は25	280
PC-1S(b)(c)	30	12.0	6. 0	45	20又は25	330
PC-1PS(b)(c)	30	12.0	6. 0	45	20又は25	330
PC-2	40	12.0	5. 0	50	20又は25	280
PC-2 P	40	12.0	5. 0	50	20又は25	280
PC-2S(b)(c)	40	12.0	6. 0	45	20又は25	330
PC-2PS(b)(c)	40	12.0	6. 0	45	20又は25	330
T - 1	18	8. 0	4. 5	60	40	_
$T-1 P^{*2}$	18	8.0又は15.0	4. 5	60	40	270
TRC - 1*3	24	8.0又は15.0	4. 5	60	40	280
TRC-1P	24	8.0又は15.0	4. 5	60	40	280
「注1〕記 月	1.					

C : 無筋コンクリート

RC : 鉄筋コンクリート

PC : プレストレストコンクリート

T : トンネルコンクリート TRC:トンネル鉄筋コンクリート

P:ポンプ施工用コンクリート(最少単位セメント量270kg)

S:海中、海上及び飛沫帯コンクリート

(a):海中 (b):海上及び大気中 (c):飛沫帯

- [注2] 海上、飛沫帯には海上遡上の影響部も含むものとする。
- ※1 井筒底版の水中コンクリート (C-9) の空気量は、完全に水中又は地下に没する 場合は4.0%とする。
- $\frac{2}{2}$  T-1 Pについては、アーチ部はスランプ15cm、インバート部はスランプ8cmを標
- ※3 TRC-1については、坑口部や巻出部のアーチ部で、一般型枠を使用の場合はス ランプ8cm、スライディングセントル等を使用の場合はスランプ15cmを標準とする。

改定	現行	R元. 10版の頁数
第 2 編 河川編 第 1 章 築堤・護岸	第2編 河川編 第1章 築堤・護岸	
第3節 護岸工	第3節 護岸工	
2-1-3-14 護岸付属物工 7. 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所(骨線胴輪)でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。 8. 受注者は、じゃかごの結石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。 9. 受注者は、ふとんかごの申詰用栗石については、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15cm~20cmを標準とし、ふとんかごの網日より大きな天然石又は割栗石を使用しなければならない。 10. 受注者は、水中施工等特殊な施工については、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。 11. じゃかご、ふとんかごの金網について、Φ3、2mmは仮設工事用に、Φ4.0mmは本工事用に使用するのを標準とする。 12. 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。	2-1-3-14 護岸付属物工 7. 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所(骨線胴輪)でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。 8. 受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。 9. 受注者は、ふとんかごの申請用栗石については、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15cm~20cmを標準とし、ふとんかごの網目より大きな天然石又は割栗石を使用しなければならない。 10. 受注者は、水中施工等特殊な施工については、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。 11. じゃかご、ふとんかごの金網について、Φ32mmは仮設工事用に、Φ4.0mmは本工事用に使用するのを標準とする。 12. 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。	I - 314

改定	現行	R元. 10版の頁数
第 5 編 道路編 第 7 章 照明	第 5 編 道路編 第 7 章 照明	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	I - 614
1. 適用基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 電気用品取締法 (通産省) (2) 日本工業規格 (JIS) (3) 日本照明規格工業会規格 (JIL) (4) 電気技術規程のうち内線規程 (社団法人日本電気協会) (5) 道路照明施設設置基準・同解説 (社団法人日本道路協会) (6) 電気通信施設設計要領(日上交通省) (8) 東気延信施設設計要領(日上交通省) (9) 上D直路・トンネル照明導入ガイドライン (業) (国土交通省) (10) 道路・トンネル照明器材仕採書・同解説 (社団法人建設電気技術協会)	5-7-2-1 一般事項 1.適用基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 電気用品版締法 (通産省) (2) 日本工業規格 (JIS) (3) 日本限明規格工業会規格 (JIL) (4) 電気技術規程のうち内線規程 (社団法人日本電気協会) (5) 道路限明施設設置基準 「同解説(社団法人日本道路協会) (6) 電気通信設備工事共通仕様書(社団法人建設電気技術協会)	

改定	現行	R元. 10版の頁数
第7編 下水道編 第2章 電気設備工事	第7編 下水道編 第2章 電気設備工事	
第2節 一般事項  7-2-2-12 施工及びその基準  3. 現場組立及び調整 現場組立及び調整 現場組立及び調整 現場組立及び調整 対象を行うこと。  4. 製作連絡 納入機器の製作者が異なる場合には、製作者は互に密接な連絡をとって、全体として の調和のとれたものを納入しなければならない。  5. 関連事業者との協力等 受注者は工事施工に当たって、関連事業者との連絡を密にし工事の連捗を図るととも に、工事境界部分については、相互に協力と全体として支障のない設備とすること。  6. 工程会議及び打合せ会議 受注者は必要な会議に必ず出席し、設計、施工についての打合せ会議の議事録を、会議の都度運帯なく指定の部数提出すること。 なお、会議において、仕様図面変更及び解釈の変更がなされた場合は、当該部分について製作機器変更設計図書を提出すること。  7. 茂葉時間 工事施工の都合上、受注者が建設部の定める正規の勤務の時間外又は休日に作業を必要とする場合は、あらかじめ工事監督員に提出しなければならない。 また、緊急やもを得ない場合の就業時間の伸縮については、工事監督員の指示に従わなければならない。	第2節 一般事項 7-2-2-12 施工及びその基準 3. 現場組立及び調整。 現場組立及び調整 現場組立及び調整 現場組立及び調整	I - 886

編	章	第 条 枝番	: 工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
1	3 3	3 4	矢板工〔指定仮設・任意 仮設は除く〕	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40	<u>ℓ</u> ,	指定仮設は、1-3-10-
通	般	<u>fi</u>	(鋼矢板)	根 入 長	設計値以上	m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇		5 による。
	施 6	<u>-</u>	(軽量鋼矢板) (コンクリート矢板)	変 位 ℓ	100	所につき2ヶ所。 変位は、施工延長 20m(測点間隔 25m	ISISI ISISI	
	₹ 	<b>H</b>	(広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)			の場合は 25m) につき 1 ヶ所、延長 20 m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 ヶ所。	€ The state of th	
	3 3			法 &<10m	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は	3	曲線部は設計
通	一   担	<u>É</u>	(現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	長 ℓ ℓ ≥10m	-200	50m) につき1ヶ所、延長40m(又は50m) 以下のものは1施工箇所につき	<u> </u>	図書による
	施 自工	-		幅 w	-30			
	Į ₹	Í		高 さ h	-30	100m以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。	a h	
				枠中心間隔 a	±100			
				延 長 L	-200	1 施工箇所毎		
	3 3		法枠工 (プレキャスト法枠工)	法 &<10m	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長 40m (又は		
通	般し施し	<u>fi</u>	() PT () (TIATILE)	長 ℓ ℓ ≥10m	-200	50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
	エ			延 長 L	-200	1 施工箇所毎		
共	<b></b>	3 6 t		法 & < 3 m	-50	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
通編	般施施	<b></b> <b> </b>	(モルタル)	長 ℓ ℓ ≥ 3 m	-100	測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測 定が困難な場合は直線法長とする。	l l	
	エー	-		t < 5 cm	-10	200 ㎡につき 1 ケ所以上、200 ㎡以下は	<b>₩</b>	
				厚 t≥5cm	-20	2ヶ所をせん孔により測定。		
				t 但し、吹付面に凹凸 小吹付厚は、設計原 し、平均厚は設計原	厚の 50%以上と			
				延 長 L	- 200	1 施工箇所毎		

編	章	節	€ 枝番 工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準		摘要
1	3	3 4	4 矢板工〔指定仮設・任意	基準高▽	±50	基準高は施工延長 40m(測点間隔 25m		指定仮設は、
共通編		共通	仮設は除く〕 (鋼矢板)	根入長	設計値以上	の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇	l,	1-3-10- 5 による。
編	施工	的 工	(軽量鋼矢板) (コンクリート矢板)	変 位 ℓ	100	所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25m		
		種	(広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)			の場合は 25m) につき 1 ヶ所、延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	181811   181	
1 共通編	一般	3 共通的工種	5 1 法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ 210m 幅 w	-100 -200 -30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 枠延延長 100mにつき 1 ヶ所、枠延延長 100m以下のものは 1 施工箇所につき	a h w	曲線部は設計図書による
				高 さ h	-30	2 ケ所。		
				枠中心間隔 a	±100	1 施工箇所毎	III III	
1 共	3	3 共	5 2 法枠工 (プレキャスト法枠工)	延 長 L 法 & <10m	-200 -100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長 40m (又は		
通編	般施	通的		長 ℓ ≥10m	-200	50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
7191111	工	エ		2 = 10III		1施工箇所毎		
		種		延 長 L	-200	1 //8-1-101/11-4		

1 3 3 3 6	<ul> <li>技</li></ul>	編	i i	章	節	<b>表</b> 枝番	工種	測定項	目 規	格値	測定基準測定箇所摘要
接	(注) (2) (1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	共通	た - <b>毛</b> ガ	一 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	共 通 的	6	(コンクリート)	ℓ < 3 m	1 -	-50	のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定 が困難な場合は直線法長とする。
t < 5 cm −10    p	t < 5 cm −10							長ℓ	n –	-100	のほかに「TS等光波方式を用いた出来 形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノン プリ)を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「RTK- GNSS を用いた出来形管理 要領(土工編)(案)」で規定する出来形 計測性能を有する機器を用いることが できる。このほか、「地上型レーザース キャナーを用いた出来形管理要領(土工 編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー スキャナーを用いた出来形管理要領(土工 工編)(案)」で規定する出来形計測性能
し、平均厚は設計厚以上  1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「T S 等光波方式を用いた出来	し、平均厚は設計厚以上         1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「T S 等光波方式を用いた出来 形管理要領(土工編)(案)」、「TS (ノン プリ)を用いた出来形管理要領(土工編) (案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理 要領(土工編)(案)」で規定する出来形 計測性能を有する機器を用いることが できる。このほか、「地上型レーザース キャナーを用いた出来形管理要領(土工 編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー スキャナーを用いた出来形管理要領(土工 編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー スキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能							厚 さ t 但し、吹付面	m - に凹凸がある	-20 場合の最	200 ㎡につき 1 ヶ所以上、200 ㎡以下は 2 ヶ所をせん孔により測定。
	プリ)を用いた出来形管理要領(土工編)       (案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領(土工編)         変質(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能									%以上と 	ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「TS等光波方式を用いた出来

編	章	節	条 枝	番 工 種	測定	項目	規格値	測 定 基 準		所 摘 要
1 共			7 1	植生工 (種子散布工)	切 土	< 5 m	-200	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は		
通編	般	通		(権于取布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工)	法	≧ 5 m	法長の-4%	50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		
		種		(植生マット工) (植生シート工)	H-	< 5 m	-100			
				(植生筋工) (人工張芝工)	法	≧ 5 m	法長の一2%			
						長 L	-200	1 施工箇所毎		
1 共		3 共	7 2	2 植生工 (植生基材吹付工)	法 長	< 5 m	-200	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
通編	般	通			$\ell$ $\ell \geq$	≧ 5 m	法長の-4%			
1 <del>MIII</del>	工	エ				< 5 cm	-10	施工面積 200 ㎡につき 1 ヶ所、面積 200 ㎡以下のものは、1 施工箇所につき 2		
		種			さ 但し、吹f 小吹付厚		-20 hがある場合の最 厚の 50%以上と	ケ所。 検査孔により測定。		
					<u> </u>	房 L	<del>-200</del>	1 施工箇所毎		
1 共通編	般	通的	8	縁石工(縁石・アスカーブ)		Ę L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、TS等光波方式を用いた出来形 管理要領(舗装工事編)(案)」の規定に より管理を行う場合は、延長の変化点 で測定。		
1 ##	3 -	3 共	9	小型標識工	設置高	さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
共通編	般施	通				(D)	-30	基礎 1 基毎	w(	D)
73मा	工				(定	さ h れ 長	一30 設計値以上		н	h

編 章 節 1 3 3 共 一 共 通 般 通		測 定 項 目 切 土 法	規格値 -200	測 定 基 準 施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき	測 定 箇 所	摘要
編 施 的 工 工 種	(張芝工) (筋芝工) (植生マットエ) (植生シートエ)	ℓ	法長の一4%	2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理 のほかに「TS等光波方式を用いた出 来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノ		
	(植生筋工) (人工張芝工)	盛 土 法 長 ℓ	法長の-2%	ンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
		延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

編章節条	枝番 工 種	測 定 項 目 規 格 値	測 定 基 準 測 定 箇 所 摘 要
1 3 3 7 共 一 共	2 植生工 (植生基材吹付工)	現 足 項 日	<ul><li>施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</li></ul>
通   般   通     編   施   的     工   工	(他工委初 5(1)工)		ただし、計測手法については、従来管理         のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノ
種		法	ンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出
		長 ℓ	来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領
			(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レ ーザースキャナーを用いた出来形管理 要領(土工編)(案)」で規定する出来形 計測性能を有する機器を用いることが
	-	t < 5  cm $-10$	できる。         施工面積 200 ㎡につき 1 ヶ所、面積 200
		厚 さ t し、吹付面に凹凸がある場合の最 小吹付厚は、設計厚の 50%以上と	m以下のものは、1 施工箇所につき 2 ケ所。 検査孔により測定。
		し、平均厚は設計厚以上。	1 施工箇所毎         ただし、計測手法については、従来管理         のほかに「TS等光波方式を用いた出
			<ul><li>のはかに「T S 等元版方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS (ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSS を用いた出来形</li></ul>
		延 長 L —200	管理要領(土工編)(案)」で規定する出 来形計測性能を有する機器を用いるこ とができる。このほか、「地上型レーザ
			- スキャナーを用いた出来形管理要領 (土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レ ーザースキャナーを用いた出来形管理
			要領(土工編)(案)」で規定する出来形 計測性能を有する機器を用いることが できる。

編 章 節 条 枝番 工 種 測 定 項 目 規 格 値 測 定 基 準 測 定 箇 所	
1     3     3     8     縁石工 (縁石・アスカーブ)     延     長     L     -200       通     般     通     般     通     機     (縁石・アスカーブ)     近     長     L     -200       編     施     的     的     管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	摘要
1     3     3     3     3     4     2     1 ケ所/1基       近面 般 通編 施 的 工 工 種     重な ト 一 30     高 さ ト 一 30     根 入 れ 長 設計値以上     基礎1基毎	

編章節条枝番工種	測定項目規格値	測定基準測定箇所摘要
1     3     3     16       共     一     共       通     般     通       編     施     的       工     種	塗料使用量 鋼道路橋防食 便覧Ⅱ-82「表- Ⅱ.5.5 各塗料 の標準使用量 と標準膜厚」の 標準使用量以 上	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗布作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは 500 ㎡とする。
1 3 4 1       一般事項         共 一 基       (切込砂利)         通 般 礎       (砕石基礎工)         編 施 工       (割栗石基礎工)         工       (均しコンクリート)	幅 w 設計値以上 厚 さ t 設計値以上 延 長 L 各構造物の規 格値による。	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。
1     3     4     3     1     法留基礎工       共     -     基     (現場打)       通     般     礎       編     施     工	基準高▽ ±30 幅 w −30 高 さ h −30 延 長 L −200	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。

編章節条枝番工		定基準測定箇所摘要
1     3     3     16     コンクリー       共通     般     通       編     施     的       工     工	便覧 II - 82 「表- III. 5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以を存在を表する。	D塗装面積を算出・照査し 必要量を求め、塗布作業の 人量(充缶数)と、塗布作業 相量(空缶数)を確認し、 以上であることを確認す にきさは500 ㎡とする。
編 施 工 (割栗石	- 砂利) 50m)につ	m (測点間隔 25mの場合は き 1 ケ所、延長 40m (又は つものは 1 施工箇所につき
1 3 4 3 1 法留基础 共 一 基 通 般 礎 編 施 工 工	括	m (測点間隔 25mの場合は 25mの場合は 25mの場合は 25mの (又は 25mのは 1 施工箇所につき 25mのは 1 施工箇所につき 25mのは 1 施工箇所につき 25mのは 25moは

編章	節	条 枝番  工   種	測定項目	規 格 値	測定基準測定箇所摘要
1 3	4	3 2 法留基礎工	基準高▽	±30	施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は
共	礎	(プレキャスト)	延 長 L	-200	50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。
		4 1 既製杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。
共   一   通   般		(既製コンクリート杭) - (鋼管杭)	根 入 長	設計値以上	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
編施		(H鋼杭)	偏 心 量 d	D/4以内かつ	
工		-	質 斜	1/100 以内 1/100 以内	*\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
			וא איז	17100 %(1)	D → T y
1 3		4 2 既製杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。
共   一   通   般		(鋼管ソイルセメント 杭)	根 入 長	設計値以上	
編施			偏心量d	100 以内	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工 に準ずる。
			傾 斜	1/100 以内	
			杭 径 D	設計径以上	
1 3		5 場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。
共   一   通   般			根 入 長	設計値以上	
編 施工	工		偏心量d	100 以内	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工 に準ずる。
		-	傾 斜	1/100以内	にキy る。
			杭 径 D	{設計径(公称 径)-30} 以上	
1 3 共 一		6 深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。
通 般	礎		根 入 長	設計値以上	※ライナープレートの場合はその内
編 施 工	工		偏 心 量 d	150 以内	径、補強リングを必要とする場合は補 強リングの内径とし、モルタルライニ に準ずる。
			傾 斜	1/50 以内	ングの場合はモルタル等の土留め構造
			基礎径D	設計(公称径) 以上※	の内径にて測定。

編	章	節	条 枝番	工種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
1		4		法留基礎工	基準高▽	±30	施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は		7,10
共通	般	基礎		(プレキャスト)	延 長 L	-200	50m) につき1ヶ所、延長 40m (又に 50m) 以下のものは1施工箇所につき		
編	施	工					2 ケ所。		
	工						「TS等光波方式を用いた出来形管理 要領(護岸工編)(案)」の規定による測		
1	2	4	4 1	田制持丁			点の管理方法を用いることができる。		
1 共	3	基	4   1	既製杭工 (既製コンクリート杭)-	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
通編	般施	<b>礎</b> 工		(鋼管杭) (H鋼杭)	根 入 長	設計値以上			
/I <del>MIII</del>	工			( 1 1 Mini 1) ( )	偏心量d	D/4以内かつ 100以内			
					傾 斜	1/100 以内		D\$\(\frac{1}{2}\)	
								H	
								*	
			4 2	既製杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		
共通	般	基礎		(鋼管ソイルセメント- 杭)	根入長	設計値以上		測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工	
編	施工	エ		偏心量d	100 以内		原た固別は、1-3-4-4 成成机工 に準ずる。		
					傾 斜	1/100 以内			
					杭 径 D	設計径以上			
1	3		5	場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		
共通	般	基礎			根 入 長	設計値以上			
編	施工	工			偏心量d	100 以内		測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
					傾 斜	1/100 以内			
					杭 径 D	{設計径(公称			
				Norwick		径) - 30} 以上	A W. A		
共	-	4 基	6	深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		
通編	般施	礎			根 入 長	設計値以上	※ライナープレートの場合はその内容、対路リングを20mb オスリングを20mb オスリングを20mb オスリーク	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工	
利用	工	_			偏心量d	150 以内	性、情強リングを必要とする場合は特強リングの内径とし、モルタルライニ	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
					傾 斜	1/50 以内	ングの場合はモルタル等の土留め構造 の内径にて測定。		
					基礎径D	設計(公称径) 以上※	の外性にも例だ。		

編	章	節	条 枝番	<b>玉</b>	種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘要
1 共	3	5 石	3 1	コンクリートン		基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は		
通編	般	・ブ		ク積) (コンクリー		法 長 < 3 m	-50	50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2	t <sub>1</sub> t <sub>2</sub>	
孙珊	工	ロッ		ク張)		l l ≤ 3 III	-100	とり例。厚さは土端市及び下端市の2 ケ所を測定。		
		ク積				厚さ(ブロック積張) t <sub>1</sub>	-50		$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
		張				厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	<del>-50</del>		$t_1$ $t_2$ $t_2$	
		) 工				延 長 L	-200		$t_1$ $t_2$	
1		5	3 2	コンクリートン		基準高▽	±50	施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は		
共通編	般	石 ・ ブ		(連節ブロッ	ク張) _	法 長 ℓ	-100	50m) につき1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき		
<b>沙</b> 福	施工	/ロック積(張)工			_	延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200	2 ケ所。	L <sub>2</sub>	
1	3 -		3 3	コンクリートで		基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は		
共 通 編	般施			(大	цу <i>Э</i> ) -	幅 w	-100	50m) 以下のものは1施工箇所につき	₩ <del>k</del>	
利用	加工	ロッ				延 長 L	-200	2ヶ所。		
		ク積							間詰かご	
		( 張 ) 工							W   W   W   W   W   W   W   W   W   W	

編章節条枝番工種測定項目規格値	測定基準測定箇所摘要
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
1     3     5     3     2     コンクリートブロック工 (連節ブロック張)     基準高 マ ±50       通船     施工     工     延長 L1, L2     -200	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
1 3 5 石 (天端保護ブロック)     基準高 マ ±50       通 般 施 エ ロック 積 (、張) エ     エ ( ま) エ ( ま) 日本 (	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。

	編     章     節     条     枝番       1     3     5     4     緑イ       共     一     石       通     施     ブロック積	エ 種 測定項目 規格値 化ブロックエ 基準高	測 定 基 準 測 定 箇 所 摘 要 施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。
H)	( 張 ) 工	厚さ(裏込) t <sub>2</sub> -50 延長L -200	$t_1$ $t_2$ $t_1$ $t_2$
Ť	共通編       石・ブロック積(張)	積 (張) エ	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。
	T		t2

(A)		編     章     節     条     枝番     工     種       1     3     5     4     緑化ブロック工       4     通     ル     ブロック積(張)工       工     工     工	測 定 項 目 規 格 値 基 準 高 ▽ ±50 法 ℓ < 3 m −50 度 ℓ ≥ 3 m −100 厚さ (ブロック) t₁ −50 厚さ (裏込) t₂ −50 延 長 L −200	測 定 基 準 施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	測 定 箇 所 摘 要  t <sub>1</sub> t <sub>2</sub> t <sub>1</sub> t <sub>2</sub> t <sub>1</sub> t <sub>2</sub>
	新) 改 定	共 通 編 加 五 一般 施 工 り 積 ( 張 )	法 $\ell < 3  \text{m}$ $-50$ $\ell \ge 3  \text{m}$ $-100$ $\ell \ge 3  \text{m}$ $-50$	50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2 ヶ所を測定。 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領 (護岸工編) (案)」の規定による測	

編 章 節 条 枝番 工	種 測定項目 規格値	測 定 基 準 測	定箇所摘要
1 3 7 2 路床安定 共 — 地	処理工 基準高 ▽ ±50	延長 40m毎に 1 ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	
通 般 盤	施工厚さ t -50	屋さは中心線及び端部で測定。	<u>u</u>
編 施 改   エ 良	幅 w —100		
	延 長 L —200		
1 3 7 3 置換工 共 一 地	基準高▽ ±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ケ所、延長 40m (50m)	
通 般 盤	置換厚さ t -50	以下のものは1施工箇所につき2ヶ	È
編 施 改 工 良	幅 w —100	所。 厚さは中心線及び端部で測定。	
	延 長 L —200		V V \
			w
			<b>─</b>
			t
			w
1     3     7     4     1     表層安定       共     一     地     (サンド	処理工 施工厚さ t -50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所。	
通 般 盤	幅 w -100	厚さは中心線及び両端で掘り起こして	<u>e</u>
編 施 改 工 良	延 長 L —200	測定。	
		Γ	w

編章節条枝番工種	測定項目規格値	測定基準測定箇所摘要
1     3     7     2       共     一     地       通     般     盤       編     施     改       工     良       工     —	基準高▽ ±50 施工厚さ t −50 幅 w −100 延長L −200	延長 40m毎に 1 ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長 L を確認(実測は不要)。
1 3 7 3 世換工 ——	基準高▽ ±50 置換厚さ t −50 幅 w −100 延長L −200	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。
1     3     7     4     1     表層安定処理工 (サンドマット)       通     般     盤       編     施     改       工     良	施工厚さ t -50 幅 w -100 延 長 L -200	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 関定。

(1) はセンターライン及び表裏法肩で行う。    1 3 7 5	(L) はセンターライン及び表裏法肩 で行う。    1 3 7 5		編     章     節     条     枝番     工     種       1     3     7     4     2     表層安定処理工 (サンドマット海上)       通     般     盤     公     日       基     工     良     工	測定項目 規格値 基準高▽ 特記仕様書に明示 法 長 ℓ -500  天端延長 L -500	測 定 基 準 測 定 箇 所 摘 要 施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  w. (L)は施工延長 40mにつき 1 ケ所、80m以下のものは 1 施工箇所につき 3 ケ所。
		H) H	共     一     地       通     般     盤       編     施     改       工     良	厚 さ t -50 幅 w -100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。

編     章     節     条     枝番     工     種       1     3     7     4     2     表層安定処理工 (サンドマット海上)       通     般     改     工     よ       基     工     上     工	測定項目 規格値 基準高▽ 特記仕様書に明示 法長 & -500  天端幅 w -300  天端延長 L -500	測 定 基 準 測 定 箇 所 摘 要 施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  W. (L)は施工延長 40mにつき 1 ケ所、80m以下のものは 1 施工箇所につき 3 ケ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。  W. (L)  w. (L)  w. (L)  w. (L)
1     3     7     4     3     表層安定処理工       共 会 股 監 改 工 良 工     工 良 工     (ICT施工の場合)	基準高     特記仕様書に 明示       法長     0       天端幅     -500       天端延長     L       -500	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (表層安定処理・中層地盤改良工事編) (案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認 (実測は不要)

τ̄)	編     章     節     条     枝番     工     種       1     3     7     5     パイルネットエ       共     一     地     盤       編     施     改     二       工     良     工	測定項目 規格値 基準高▽ ±50 厚さt −50 幅 w −100 延長L −200	測 定 基 準 施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	測 定 箇 所 摘 要	

編	章	節	条 枝番	工  種	測定項目	規 格 値	測定基準測定箇所摘要
1 共	3	7 地	7	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100 本に 1 ケ所。 100 本以下は 2 ケ所測定。1 ケ所に 4 本
通編	般施			(ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレー		設計値以上	測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。
17110	工	良	8	ン工) 締固め改良工			象外とする。       全本数
				(サンドコンパクショ ンパイル工)	サンドドレーン、袋詰式	設計値以上	全本数
				, , , , , , ,	サンドドレーン、サンド コンパクションパイル	_	計器管理にかえることができる。
					の砂投入量		
							<del></del>
							**************************************
1 共	3	7 地	9	固結工 (粉体噴射攪拌工)	基準高 ▽	<b>-50</b>	100 本に 1 ヶ所。 100 本以下は 2 ヶ所測定。
通編	般施	盤改		(高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工)	位置・間隔w	D/4以内	1 ヶ所に 4 本測定。
/IMHI	工	良工		(生石灰パイル工)	杭 径 D	設計値以上	
					深 度 ℓ	設計値以上	$L = \ell 1 - \ell 2$
							1 は改良体先端深度 12 は改良端天端深度 W
							1.2 V& 以及州(人)州(木)交
							↑ 0.\$ G.J.

編章節条枝番	工種測定項目規格値	測定基準測定箇所摘要
1     3     7     7     バー       共     一     地     (サ       通     般     盤     (ペ       編     施     改     (公       工     良     ン       工     8     締固       (サ     サ	ナンドドレーンエ サンドドレーンエ) ペーパードレーンエ) 設計式サンドドレー (VII) 週め改良エ サンドコンパクショ パイルエ)     位置・間隔w ±100       打 込 長 さ h     設計値以上 設計値以上       サンドコンパクショ パイルエ)     サンドドレーン、袋詰式	100 本に 1 ヶ所。 100 本以下は 2 ヶ所測定。 1 ヶ所に 4 本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 全本数 全本数 計器管理にかえることができる。
		※余長は、適用除外
通   般   盤     編   施   改	が体質射攪拌工) 協圧噴射攪拌工) ベラリー攪拌工) 左石灰パイル工)	100本に1ヶ所。         100本以下は2ヶ所測定。         1ヶ所に4本測定。         全本数         L=€1-€2         €1 は改良体先端深度         €2 は改良端天端深度

(新)   (新)   (新)   (本)   (***********************************
--

編	章	節条	枝番 工	種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測定箇所摘要
3	1	4 3			基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は	
海岸	防	表法			法 & < 3 m	-50	50m)以下のものは1施工箇所につき	
編	· 護	被 覆			長 ℓ ≥ 3 m	-100	2 ケ所。	
	岸	エ			延 長 L	-200		
3海岸編	1 堤防・護岸	4 表法被覆工	1 海岸ブロック	T	基準高▽ 法 & & <5 m		施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。	
3 海岸編	1堤防・護岸	表法被覆	2 海岸ブロック」(基礎ブロック	エ ク)	基準高▽ ブロック厚 t ブロック縦幅w <sub>1</sub> ブロック横幅w <sub>2</sub> 延長L	±50  -20  -20  -20  -20  -200	ブロック個数 40 個につき 1 ヶ所の割で 測定。 基準高、延長は施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は 50m)につき 1 ヶ所、 延長 40m(又は 50m)以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	t t
								$W_2$ $W_2$

3 1 4 3 捨石張り工 海 堤 表 岸 防 法 法	則 定 項 目 規 格 値 基 準 高 ▽ ±50 ℓ < 3 m −50  # 2	
編   ·   被	<ul><li>ℓ ≥ 3 m</li><li>−100</li><li>延 長 L</li><li>−200</li></ul> 2 ケ所。	
海	<ul> <li>基 準 高 ▽ ±50</li> <li></li></ul>	
	基 準 高 ▽ ±50  プロック厚 t −20  プロック解幅w <sub>1</sub> −20 プロック横幅w <sub>2</sub> −20  延 長 L −200  ボロック横幅 w <sub>2</sub> −20  正 長 L −200	, on

á	編章	節	条 枝番 工 種	測定項目	規格値	測定基準測定箇所摘要
3	3 1	4	6 コンクリート被覆工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は
丿	毎   堤     岸   防	表法		法 & < 3 m	-50	50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき
<b>新</b>	編 - 護	被 覆		長 ℓ ℓ ≥ 3 m	-100	2 ヶ所。 <sup>1</sup> t
	岸	工		厚 t <100	-20	
				t t ≥100	-30	
				裏込材厚 t'	-50	
				延 長 L	-200	t'
	3 1 海 堤	4 表	7 場所打擁壁工			5-1-5-7 場所打擁壁工 に準ず る。
į	海 堤 岸 防 編 ·	法被				
ly y	護	覆				
	岸	工				
消	3 1 海 堤	5 天	2 コンクリート被覆工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は
	岸 防編・	端被		幅 w	<del>-50</del>	50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ケ所。 w
	護岸	覆工		厚 さ t	-10	
	户			基礎厚 t'	<u>-45</u>	/::/ t
				延 長 L	-200	7 · :1
	3 1	5	3 アスファルト被覆工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は
	海   堤     岸   防	天端		幅 w	-50	50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき
	編 - 護	被覆		厚 さ t	-9	2 ケ所。
	岸	工		基礎厚 t'	<b>-45</b>	取して測定。
				延長L	-200	/: ;/ t ·

	編章	節条	技番	工種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測定箇所摘要
-	3 1	4 6		コンクリート被覆工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	海堤防	表法			法 & < 3 m	-50	50m) につき1ヶ所、延長 40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき	
	編・護	被覆			長 ℓ ℓ ≥ 3 m	-100	2ヶ所。 「TS等光波方式を用いた出来形管理	1, 880
	岸	エ			厚 t <100	-20	要領 (護岸工編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	T
					t 100	-30	200 2 Electronia (27) 14 (2 C C C C C C C C C C C C C C C C C C	
					裏込材厚 t'	-50		1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
					延 長 L	-200		t.
-	3 1 海 堤	4 7 表		場所打擁壁工			5-1-5-7 場所打擁壁工 に準ずる。	
	岸防	法						
	編 • 護	覆						
	岸	エ						
	海 堤	5 2 天		コンクリート被覆工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は	
	岸 防編・	媏			幅 w	-50	50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	[·:]  <del></del>
	護岸	覆			厚 さ t	-10	2 / /// 6	
	圧				基 礎 厚 t'	<u>-45</u>		t t
					延 長 L	-200		,
	3 1	5 3		アスファルト被覆工	44 344	1.5-	施工延長 40m(測点間隔 25mの場合は	
	海境防	天		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	基準高▽	±50	50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又は	, w
	編 •	被			幅 w 厚 さ t	-50 -0	50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	
	護岸	覆工			厚 さ t 基 礎 厚 t'	- 9 -45	厚さは 1000 ㎡に 1 個の割でコアーを採取して測定。	### ###   ###   ###
					延 長 L	-45 -200		/: :/

改定	現行	R元. 10版の頁数
Ⅱ 土木工事施工管理基準		
9 写真管理基準	9 写真管理基準	
9-1 適用範囲 この写真管理基準は、施工管理一般 $1-8$ に定める工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影〜提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影〜提出とする場合は、 $9-14$ フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案) による。	9-1 適用範囲 この写真管理基準は、施工管理一般 $1-8$ に定める工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影〜提出)に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影〜提出とする場合は、 $9-14$ フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案) による。	
9-2 工事写真の分類 工事写真は、次のように分類する。	9-2 工事写真の分類 工事写真は、次のように分類する。	
### ### ### ### ####################		
9-3 工事写真の撮影基準 工事写真の撮影は、以下の要領で行う。 (1) 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。 (2) 撮影方法 写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 (7) 工事名 (4) 工種等 (ウ) 測点(位置) (エ) 設計寸法 (オ) 実測寸法 (カ) 略図 (キ) 撮影月日	9-3 工事写真の撮影基準 工事写真の撮影は、以下の要領で行う。 (1) 撮影頻度 工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。 (2) 撮影方法 写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 (7) 工事名 (4) 工種等 (ウ) 測点 (位置) (エ) 設計寸法 (オ) 実測寸法 (カ) 略図 (キ) 撮影月日 (ク) 立会監督員名 (立ち会った場合のみ)	П - 347

改定	現 行	R元. 10版の頁数
なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準 平成28年3月国土交通省」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。また、特殊な場合等で工事監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影及び提出するものとする。  9-4 写真の省略	なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準 平成28年3月国土交通省」に規定する写真情報(写真管理項目 - 施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。また、特殊な場合等で工事監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影及び提出するものとする。  9-4 写真の省略	
工事写真は、次の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。 臨場時の状況写真についても不要とする。	工事写真は、次の場合に省略するものとする。 (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。  9-5 写真の編集等	II - 348
9-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『9-15 デジタル工事写真 の小黒板情報電子化について』に基づく小黒板情報の電子的記入はこれに当たらない。	写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『9-15 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』に基づく小黒板情報の電子的記入はこれに当たらない。 9-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。	
9-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度 とする。(100万画素程度~300万画素程度=1,200×900程度~2,000×1,500程度)	<ul> <li>(1) 写真はカラーとする。</li> <li>(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度~300万画素程度=1,200×900程度~2,000×1,500程度)</li> <li>9-7 撮影の留意事項等</li> </ul>	
9-7 撮影の留意事項等 1. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。 (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、工事監督員と協議の上、追加又は削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。 (3) 不正視しなる出来形が分にのいては、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。	<ul> <li>1. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。</li> <li>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、工事監督員と協議の上、追加又は削減するものとする。</li> <li>(2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。</li> <li>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</li> </ul>	
<ul><li>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</li><li>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</li><li>(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、工事監督員と写真管理項目を協議の上、取扱いを定めるものとする。</li></ul>	<ul><li>(4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</li><li>(5)撮影箇所一覧表に記載のない工種については、工事監督員と写真管理項目を協議の上、取扱いを定めるものとする。</li></ul>	

定 現 改 行 R元. 10版の頁数 9-8 整理提出 9-8 整理提出 II - 349 1. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納 1. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した全ての写真原本を電子媒体に格納 し、工事監督員に提出するものとする。なお、「提出頻度」記載事項は、デジタルカメ し、工事監督員に提出するものとする。 ラを使用した場合に該当しないものとする 2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情 2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情 報基準」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管 報基準」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管 理基準(案)」による。 理基準 (案) による。 9-9 用語の定義 9-9 用語の定義 1. 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。 1. 代表箇所とは、当該工種の代表箇所でその仕様が確認できる箇所をいう。 2.「適宜」とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のこ 2.「適宜」とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のこ とをいう。 3. 整理条件の「不要」とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある 「提出 3. 整理条件の「不要」とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある 「提出 頻度写真」に該当しないことをいうが、前条第1項のとおり、電子媒体に格納し提出す 頻度写真」に該当しないことをいうが、前条第1項のとおり、電子媒体に格納し提出す るものとする。 るものとする。 9-10 情報化施工及び3次元データによる施工管理 9-10 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方 「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方 式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土 式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土 工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空 工編)(案)」、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空 中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」、「無人航空機搭載 中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載 型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レ 型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レ ーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナ ーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上型レーザースキャナ ーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要 ーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要 領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事 領(舗装工事編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事 編) (案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方 編)(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方 法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った 場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同 場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同 要領の規定による。 要領の規定による。

	改	定				現	行			R元.10版の頁数
9-11 撮影箇所一覧	表			9-11 指	影箇所一覧	表				
区     分     工     種       着手前・完成     着手前       完成	撮影項目 全景又は代表部 分写真 全景又は代表部		ij	区 分 着手前・完成	工 種 着手前 完成	撮影項目 全景又は代表部 分写真 全景又は代表部	写真管理項目 撮影頻度 [時期] 着手前 1 回 [着手前] 施工完了後 1 回	提出頻度 着	摘要	
施工状況写真 工事施工中	分写真 全景又は代表部 分の工事進捗状 況 施工中の写真	[完成後] 後 月1回 [月末] 不 工種、種別毎に設計図書、 施工計画書に従い施工し ていることが確認できる よう適宜	要	施工状況写真	工事施工中	分写真 全景又は代表部 分の工事進捗状 況 施工中の写真	「完成後」 月1回 【月末】 工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるよう適宜	不要		
仮設(指定仮設)	使用材料、仮設 状況、形状寸法	【施工中】 工事特性・創意工夫・社 不 引 会性等に関する実施状況 が確認できるように適宜 [施工中]	夫・社会性等に関する実施状況報告 書に添付。		仮設(指定仮設)	使用材料、仮設 状況、形状寸法	[施工中] 工事特性・創意工夫・社 会性等に関する実施状況 が確認できるように適し 「施工中」		工事特性・創意工 夫・社会性等に関 する実施状況報告 書に添付。	
図面との不一致		必要に応じて [発生時] 不 引 ただし、「TS等光波方式 ただし を用いた出来形管理要領 S等分 (土工編) (案)」によ 式を引 み場合け 計測毎に1回 出来	添付する。		図面との不一致	図面と現地との不一致の写真		不 た等を来領)と を し光用形(案 場 に 大学を来領)と に 大学を来領)と に 大学を来領)と に 大学を来領)と に 大学を来領)と に 大学を来領)と に 大学を来領と に 大学を に 大学を に 大学を に 大学を に 大学を に 大学を に 大学を に たる。 に たる		
安全管理安全管理	各種標識類の設置状況 各種状況 各種状況 整置状況 監視現交通整理 安定の を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更を を変更	各種類毎に1回 (設置後) 各種類毎に1回 (設置後) 各1回 (作業中)		安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況 各種保安施設の設置状況 整視状況 監視表交通整理 状況訓練等の実施状況	[設置後] 各種類毎に1回 (設置後) 各1回 (作業中)	は 所不 要 不 要	実施状況資料に添付する。	
使用材料 使用材料	形状寸法 使用发状況 品質質マーク表示) 検査実施状況	各品目毎に1回     不 型       各品目毎に1回     品目4 1枚 不 型	要 品質証明に添付する。	使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状现 品質或可 (JISマーク表示) 検査実施状況	各品目毎に1回 〔使用前〕   各品目毎に1回	不 要 品目毎に各 1枚 不 要	品質証明に添付する。	
品質管理	9-1 <mark>2</mark> 撮影箇月 不可視部分の施	「検査時]    「一覧表 (品質管理) に準じて撮影   適 宜   適 1		品質管理	1	9-11 撮影箇所 不可視部分の施	一覧表(品質管理)に準し	で撮影適宜		II - 350
出来形管理	不可視部分の施 工	工事監督員と協議事項		出来形管理		不可視部分の施工	一覧表(出来形管理)に準 適 宜 工事監督員と協議事項	進じて撮影 適 宜		
災害被災状況	被災状況及び被災規模等	〔被災直後〕	重 被災前は付近の写真でも可	災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	[被災直後]	適宜	被災前は付近の写 真でも可	
事 故 事故報告	事故の状況	【被災後】         その都度       適 事         「発生前】       「発生後】         「発生後】       「発生後】	室 発生前は付近の写真でも可	事故	事故報告	事故の状況	[被災後] その都度 「発生前] 〔発生直後] 〔発生後]	適宜	発生前は付近の写 真でも可	

改定	現行	R元. 10版の頁数
<ul><li>Ⅲ 付 表</li><li>2. 河川工事等の工事看板の記載例</li></ul>	2. 河川工事等の工事看板の記載例	
と・ 行川上寺寺の上寺有収が同場が	2・1門川上事寺・ノ上事有収り山戦四	
2-2 河川工事等に伴う工事標識の設置基準 1. 河川工事等の工事看板への記載にあたっては、周辺住民等に対して工事に関する情報をわかりやすく発信することとする。記載例は下記を参考とする。	2-2 河川工事等に伴う工事標識の設置基準 1.河川工事等の工事看板への記載にあたっては、周辺住民等に対して工事に関する情報をわかりやすく発信することとする。記載例は下記を参考とする。	
基本例       ○○を防ぐため、○○を○○しています         ○○を守るため、○○を○○しています         ○○を点検するため、○○を○○しています	基本例       ○○を防ぐため、○○を○○しています         ○○を守るため、○○を○○しています         ○○を点検するため、○○を○○しています	
主な工種等  楽堤  洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています 河道掘削  洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています 護岸  ○○を守るため、護岸を整備しています 堤防除草  堤防を点検するため、草を刈っています 河川樹木伐採  洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています 法面補修  堤防強化のため、のり面を補修しています 環境整備  安全に利用できるよう、○○を整備しています 災害復旧  壊れた護岸を直しています 堤防を強くするため、○○を整備しています ・ 場れた護岸をするため、○○を整備しています ・ 地方の対策 ・ 地すべり対策 ・ 地すべり対策 ・ 地すべりが悪よを防ぐため、地下水を抜いています	主な工種等	
※上表を参考に、工事の目的をできるだけ簡潔に伝えるよう工夫することとする。  ※上記の他に、下記対象工事の場合の記載内容は以下のとおりとする。 この場合の工事看板には、上表の主な工種等の記載例の上に、表題として、下記記載内容を表記するものとする。  対象工事  応災・減災対策に資する 工事  (総力戦で挑む防災・減災 プロジェクト) 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」 に基づく工事  に基づく工事	※上表を参考に、工事の目的をできるだけ簡潔に伝えるよう工夫することとする。  ※上記の他に、下記対象工事の場合の記載内容は以下のとおりとする。  対象工事 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」 に基づく工事    こまづく工事	III - 9